

事故時の措置に係る届出書

年 月 日

千葉市長 様

千葉市花見川区〇〇町〇〇〇-〇〇
〇〇〇〇〇 株式会社

届出者 代表取締役 〇〇 〇〇 印

水質汚濁防止法第14条の2（第1項・第2項・第3項）の規定により事故時の状況等について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇〇〇〇 株式会社
工場又は事業場の所在地	千葉市花見川区〇〇町〇〇〇-〇〇
特定施設等の種類等	65 酸またはアルカリによる表面処理施設
△ 事故の状況	別紙のとおり
△ 講じた措置	別紙のとおり
事故処理担当部課名 及び担当責任者氏名 （電話番号）	管理部〇〇課 課長 〇〇 〇〇 043-0000-0000

備考 △印の欄の記載については別紙によることとする。

※添付図書

- 1 事故により公共用水域へ排出された有害物質等の流路を示した地図
- 2 事故発生場所から公共用水域（地下浸透を含む）までの事業場内の流路（平面図上に明示）
- 3 事故発生施設の構造図
- 4 講じた措置の概要を示す図
- 5 下水道法で届出している場合はその写し

1 事故の状況

イ 事故の発生日時・発生場所・発生施設等

令和〇〇年〇月〇〇日 〇〇時〇〇分
第一工場電気めっきラインめっき槽

ロ 事故により公共用水域に排出され、又は地下浸透した有害物質、指定物質又は油の種類及び量
シアン濃度 70mg/L のめっき液 100L が流出

ハ 事故発生場所から公共用水域に排出され、又は地下浸透したところまでの経路
電気めっき施設→雨水側溝→花見川（別紙経路図のとおり）

ニ 人の健康又は生活環境に係る被害状況

【生活環境】

〇月〇日に魚が 500 匹程度浮上しているのを確認した。

ホ 事故の原因

めっき液を廃液タンクに移そうとしたときに、従業員が操作を誤り、公共用水域に放流する方向にバルブが「開」になっていたことに気が付かず、そのまま流してしまった。

2 講じた措置

イ 措置の完了年月日

令和〇〇年〇月〇〇日 〇〇時〇〇分

ロ 措置の内容

直ちにバルブを閉めるとともに、雨水側溝を閉鎖し、公共用水域への流出を防止した。
また、流出したシアン溶液の回収を実施した。

ハ 措置の結果

公共用水域への流出は止まり、大部分のシアン溶液は回収した。
しかし約 2L は公共用水域へ流出したものと思われる。

ニ 有害物質、指定物質、又は油が流入した公共用水域、又は地下の調査状況（水質その他）

令和〇〇年〇月〇〇日雨水排水口付近の河川水を採水し、簡易測定したところシアンは検出されなかった。

3 その他事故の状況、講じた措置等について参考となるべき事項